

【別紙】

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災における原子力発電所の事故により、居住困難区域と指定された区域内に所在した家屋の代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

1. 特例対象者

- (1) 居住困難区域を指定する旨の公示があった日における対象区域内家屋の所有者（当該家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 対象区域内家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 対象区域内家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
- (4) 対象区域内家屋の所有者と同居している3親等内の親族

2. 対象区域内家屋要件

東日本大震災における原子力発電所の事故により、居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住区域内に所在した家屋

3. 特例対象家屋要件

対象区域内家屋の代わりとして取得した家屋で、代替家屋であると市長が認めるもの。

4. 取得期間

当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3カ月を経過するまでの間に取得された家屋。ただし、代替家屋が解除後に新築されたものであるときは1年。

5. 特例の内容

代替家屋に係る税額のうち当該居住困難区域内家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額します。

※他の減額特例（新築住宅特例等）の適用がある場合は適用後の税額に適用

◎ 添付書類

1. 居住困難区域を指定する旨の公示あった日において対象区域内家屋を所有していたことを証する書類（例：不動産登記事項証明書）

2. 対象区域内家屋の平成23年度固定資産税の状況等を確認できる書類

（例：平成23年度固定資産評価証明書等）

3. 代替家屋の所有者が、対象区域内家屋の所有者の相続人又は対象区域内家屋の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類

(1) 相続人の確認書類（戸籍謄本）

(2) 対象区域内家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類（戸籍謄本及び住民票）

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類

（法人登記簿謄本）

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。